

【報告事項 No. 4】

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の 臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 要綱の一部改正

「令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の一部改正

(2) 内容

検査方法を「作文を含む適性検査及び面接による検査」から「作文を含む適性検査」に変更する。

2 臨時代理を行った日

令和4年7月11日

3 臨時代理を行った理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「面接による検査」を中止とし、早期に受検者に周知する必要があるため。

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

報告事項No. 4 資料

資料 1

令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の 募集及び決定に関する要綱の一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「面接による検査」を中止するため、標記要綱の一部改正を行うもの

2 改正内容

新 旧 対 照 表	
改正後	改正前
<p>4 検査方法</p> <p>(1) 附属中学校の校長は、<u>作文を含む適性検査を行う。</u></p> <p>(2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>4 検査方法</p> <p>(1) 附属中学校の校長は、<u>作文を含む適性検査及び面接による検査を行う。</u></p> <p>(2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

資料 2

選考方法

選考資料

◎ 次の①～③の資料を活用して、総合的な選考によって合格者を決定します。

①適性検査（A値）

適性検査Ⅰ：文章や図・表・データの内容を的確にとらえ情報を読み解き、分析し表現する力をみます。また、作文も含まれます。

適性検査Ⅱ：自然科学的な問題や数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみます。

②面接（B値）

集団面接：志願者との直接的な対話を通して、質問に対する答えの内容、受け答えの仕方や態度等から、6年間学ぼうとする意欲や目的意識、コミュニケーション能力等を総合的にみます。

③調査書（C値）

志願者の小学校での学習の状況をみます。小学6年生の全教科の評定を活用します。

選考方法

◎ 上記①～③の資料の各得点（A値～C値）について、次の割合により換算したそれぞれの得点の合計値をD値とし、D値の高い者から合格者を決定します。

（各得点を換算する割合） $A : B : C = 7 : 2 : 1$

※ ただし、いずれかの検査を欠席した者は、選考の対象としません。

「令和3年度川崎市立川崎高等学校附属中学校 受検案内」より抜粋
（※令和5年度入学者決定の受検案内は、10月末発行予定。）

【改正による対応】

選考資料

①適性検査（A値） 適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ

②調査書（B値） 志願者の小学校での学習の状況

選考方法

上記①、②の資料の各得点（A値、B値）について、次の割合により換算したそれぞれの得点の合計値をC値とし、C値の高い者から合格者を決定します。

（各得点を換算する割合） $A : B = 9 : 1$

令和 5 年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）がともに通学区域（川崎市全域）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を令和 5 年 3 月 31 日までに卒業見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和 5 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (3) 外国に所在する学校（現地校）において日本の 6 年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成 22 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日までの間に出生した者

3 志願手続

(1) 志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

(2) 志願方法

志願者は、入学願書その他必要な書類等を附属中学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

(3) 入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する金融機関において事前に納入し、その収入済証明書を入学者に貼付する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

(4) 受付期間

受付期間は、令和 5 年 1 月 4 日（水）から 1 月 6 日（金）まで（当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。）とする。

4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、**作文を含む適性検査を行う。**
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査期日

検査の期日は、令和5年2月3日(金)とする。

6 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

附属中学校の校長は、4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受検者については、適性検査や参考にできる資料を活用し、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表期日

合格発表の期日は、令和5年2月10日(金)とする。

7 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 附属中学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続きをしなければならない。
- (2) 附属中学校の校長は、(1)の手続きを行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。
- (3) 入学者に欠員が生じたときには、附属中学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。